

オンラインを活用した 事前相談等の運用



神奈川県 川崎市消防局

事例類型 III 効率化 / V 人材育成 / VII デジタル化

取組期間 令和 5 年 4 月から

背景

当局では、総務、警防、予防など多くの業務を遂行しているが、近年、各分野において、知識や技術等の継承が課題となっている。

これまで保安課や石油コンビナート地区を管轄する消防署においては、事業所からの相談や許可申請書等の審査を数多く経験することにより、知識や技術等を継承してきた経緯がある中、市街地の消防署においては、管内に危険物施設が少なく、知識や技術等を学ぶ機会が少ないことから、各消防署の危険物担当者（以下「署担当者」という。）を対象とした職場内研修や完成検査、立入検査の同行によるOJT等を実施することで、専門的な知識や技術の継承、向上を図っているところである。

しかしながら、ここ数年、事業所のニーズが、複雑、多様化し、申請者等からの相談先となる直近の署担当者だけでは判断することが困難な事案が増え、事前相談や審査に多くの時間を要する等、申請者等に負担をかけてしまうことが見受けられるとともに、昨今の情勢においては、各企業では、テレワークが行われる等、働き方も多様化しているのが実態となっている。

内容

危険物施設等に関する申請や届出の内容説明、事前相談については、署担当者により対応しているところであるが、各消防署で判断することが困難な案件について、保安課員が事前相談等にオンラインで参加できることとした。

このオンラインによる事前相談等については、申請者等が希望するもので、特記事項に記載の内容の条件を満たすものを対象とし、署担当者と申請者等の事前相談等に保安課員がWEB会議サービスを利用し参加することとしている。

実施方法のパターンについては、

- ① 申請者等が近隣の所轄の消防署に来署した際、署担当者と申請者等の応接の場面に保安課員がオンラインで参加し実施する方法
- ② 申請者等が所轄の消防署に来署することなく、自社から参加し、申請者等、署担当者、保安課員の3者が別々の場所でオンラインにより実施する方法

上記のいずれか、申請者等の希望する方法で実施可能としており、必要な資料については、画面共有ができる方法もとっている。

危険物に関する オンライン事前相談等について

危険物施設等に関する申請や届出の内容説明・事前相談について、下記の項目について御理解いただける場合は、所轄消防署における相談時に消防局保安課員がオンラインで参加し、相談することができます。

1. オンラインで対応可能な事前相談等
 - (1) 機密性が確保されに適合し、市民の生命、財産、プライバシー又は法人等の競争上の地位や正当な利益に対して支障を及ぼすおそれのある下記①から④の情報の開示
 - ① 個人に関する情報
 - ② 公共の安全等に関する情報
 - ③ 法人の秘密により秘密を要する情報を開示している情報
 - ④ 法人に関する情報
 - (2) 申請相談等に関する資料は、事前に紙媒体又は電子媒体（印刷物や電子メール等）のファイル送信フォームやパスワードを設定したメール等）で送付可能なもの。
2. 実施方法

基本的には、所轄消防署のパソコンを使用し、Zoomミーティングにより行います。

① 他県のパソコン等を各消防署又は県庁に持ち込み、Zoomミーティングへ参加される場合は、インターネット接続環境（モバイルルーター等）の準備をお願いします。

ご要望・ご質問がある場合は、各消防署予防課の危険物担当までお問合せください。

川崎市消防局

総務消防部 044-299-0119 / 予防消防部 044-223-0119 / 中 消防部 044-511-0119 / 中消防部 044-411-0119
 東消防部 044-811-0119 / 南消防部 044-802-0119 / 多摩消防部 044-953-0119 / 東多摩消防部 044-951-0119

申請者等向けのチラシ

【オンラインによる事前相談の様子】



成果

令和4年度の試行期間中には3件の実績があり、試行運用における改善点を踏まえた令和5年度の本運用では4件のオンライン事前相談を実施した。

この取組により、申請者等からは、「自社から参加できたので移動時間もなくて安心して相談ができた。」「対面と変わらない感覚で相談することができた。」「消防局の職員の説明がわかりやすかった。」等の意見をもらうことができた。

また、署担当者からも、「自分では答えられない内容であっても即答してくれた。知識や経験のある消防局の保安課職員の申請書等の見方、質問の仕方、指導方法等、消防署ではなかなか経験できないことも学べ、有益であった。」「間違った指導をしなくて済んだ。」との意見があった。

以上のことから、申請者等の利便性向上のみではなく、署担当者のOJTに有効な取組となっていると考えている。

特記事項

内容については、申請者側の個人情報等の保護の観点から、WEBを活用したやりとりという特性上、川崎市情報セキュリティ基準に従い、申請者に対し、以下の内容について理解を得なければならない。

- ① 機密性区分Ⅰ※に該当する情報はないか。
- ② 保安課員がオンラインで事前相談等に参加することに問題はないか。
- ③ 事前相談等に関する資料は、事前に紙媒体又は電子媒体（情報セキュリティの対策に基づいた川崎市簡易版電子申請サービスのファイル送信フォームやパスワードを設定したメール等）で送付可能か。

※ 機密性区分Ⅰとは、個人に関する情報、公共の安全等に関する情報、法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、法人に関する情報等のうち、機密性が侵害された場合に、市民の生命、財産、プライバシー又は法人等の競争上の地位や正当な利益に対して支障を及ぼすおそれがある情報。

オンライン事前相談等連絡表	
申請者等への事前確認（シムによりチェック）	
☐ 機密性区分Ⅰに該当する情報はないか。 ☐ 保安課員がオンラインで事前相談等に参加することに問題はないか。 ☐ 事前相談等に関する資料は、事前に紙媒体又は電子媒体（情報セキュリティの対策に基づいた川崎市簡易版電子申請サービスのファイル送信フォームやパスワードを設定したメール等）で送付可能か。	
申請者等からの記入： 個人に関する情報、法人に関する情報、法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、法人に関する情報等のうち、機密性が侵害された場合に、市民の生命、財産、プライバシー又は法人等の競争上の地位や正当な利益に対して支障を及ぼすおそれがある情報。	
所 属	消防署（担当： ）
日 時	令和 年 月 日 時 分から
申請者等名（事業所名）	
事前相談等内容（概要のみ）	
資料送付方法	☐ 通達書（紙媒体） ☐ グループウェア（電子媒体） ☐ 市内共有ファイルサーバ（電子媒体） ☐ その他（ ）
使用機器	☐ 各署WEB E 会議用装置機器 ☐ 申請者等持参の情報機器
Zoom ID	※ 各署又は申請者等で設定する場合に記載 ミーティングID： パスコード：
その他連絡事項	

署担当者から保安課へ事前に送付する連絡票